

環境制約下における消費者意識と行動

川向史矩
西脇隆二

目 次

- I. 研究の背景と狙い
- II. 廃棄物の排出および廃棄物処理の現況
 - 1. 廃棄物の定義
 - 2. 一般廃棄物の排出と処理の現況
 - 3. 産業廃棄物の排出と処理の現況
- III. 主要廃棄物の処理の現況と課題
 - 1. 可燃ごみ
 - 2. ペットボトル
 - 3. スチール缶およびアルミ缶
 - 4. 産業廃棄物
- IV. 環境制約の現況
- V. 現代の消費者行動
 - 1. 日本型消費システムの問題点
 - 2. 住居水準の選択
 - 3. 時間節約型消費
 - 4. 疑似体験型消費
 - 5. 歯止めなき消費欲求
- VI. 消費者意識の変化
 - 1. 支出の力点
 - 2. 食生活に関する意識
 - 3. 食の簡便化
- VII. 結び（消費者意識と行動）

I. 研究の背景と狙い

消費生活をめぐる環境制約が厳しい状況にある。しかし、まだ決定的な破滅状態に陥っているわけではない。ごみの埋め立て処分場の確保が非常に困難になっていると言われているが、大量のごみが生活環境内に放置され

露呈している状況には至っていない。あるいは、環境に放出された有害物質や内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）が食物連鎖などを通して人体内に摂取・蓄積されることによる危険性が危惧されるところであるが、現状では健康上の問題点との因果関係について必ずしも明らかになっているわけではない。

また、環境問題への対策も整備されつつある。市町村による資源化と市民団体による集団回収を合わせたリサイクル率（再生利用のための回収率）は年々上昇し、1996年度（速報値）⁽¹⁾では10.7%となっている。1997年4月には、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が本格施行され、ペットボトルとガラスびんのリサイクルがすでに実施されている。さらに、2000年4月からは、紙箱等の紙製容器包装、プラスチック製の容器包装についても同法が施行されることになっている。また一方では、廃棄物の資源化技術、有害排出物を低減化したごみ焼却装置の導入など、環境関連技術の急速な進歩が見られる。

消費者の意識の中では、環境問題は非常に重大かつ深刻なものとして受け止められているが、その一方では一人あたりのごみ排出量が相変わらず増加基調であることに変わりないことから、こうした再資源化運動や技術進歩などによってある程度解決可能であると楽観視する傾向があるようにも推測される。しかし、こうした楽観的な将来展望の根拠が充

分検証されているとは言いがたい。生産・消費活動が環境に及ぼす負荷と、環境のもつてているキャパシティについて定量的関係がすべて明らかになっているわけではなく、多面的な要因が複雑に絡み合っているために確定的な将来予測もかなり困難な状況ではあるが、消費者行動と環境の問題を考えていく上では、まずその背景として、この問題の緊急性、切迫性について分析することが必要であると考えられる。

環境問題改善のためには、廃棄物の中間処理率の向上やリサイクル率の向上を図っていくことは有効である。しかし、根本的な対策である廃棄物の発生そのものを抑制することなしには、環境問題の解決方向は見えてこない。残念ながら現状では、高レベルの消費、使い捨ての消費スタイルを見直そうという意識が必ずしも主流となっているわけではない。むしろ逆に、デフレスパイラルによる経済システムの崩壊を回避するため、リセッションをくいとめるためにも、民間消費需要の回復が図られる必要があるとして、種々の刺激策がとられているところである。

経済システムが円滑に機能しなければ、環境維持や技術開発などに必要な費用負担をまかなうことができなくなる恐れがあり、当面の経済の立て直しは待ったなしである。しかしそのことによって、今のスタイルの消費が続くことは、やがて大きなつけを支払うこととなる。経済の立て直しと同時に、環境への負荷の少ない新しいシステムへの切り替えが目指されるべきである。

このような重大な選択を迫られる中で、消費者がどのような意識を持ち、何を選択しようとしているのかということの分析を通して、新しい消費スタイルの方向性を探っていきたい。

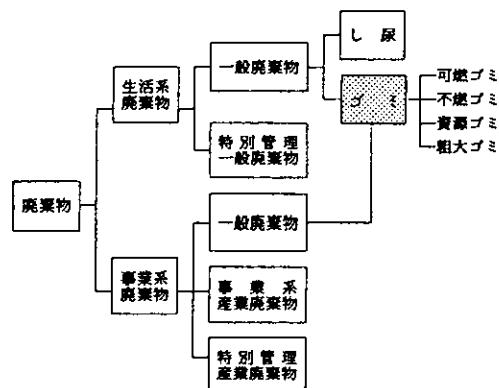
II. 廃棄物の排出および廃棄物処理の現況

1. 廃棄物の定義

廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」と呼ぶ）第2条では「ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）をいう。」と定義されている。つまり廃棄物とは様々な「汚物又は不要物」のことであるが、不要なものか否かはその所有者の意思によって決定されるものであり、従って客観的に判断できるものではない。またこの定義によれば廃棄物とは「固形状又は液状」のものとされていることから、様々な事業活動や家庭生活の過程で発生する二酸化炭素などの気体は廃棄物には含まれないことになるのである。

さて廃棄物処理法では廃棄物を図II-1のように分類している。

図II-1 廃棄物の分類



（出典）脇坂宣尚『ゴミから考える環境問題』
中央法規出版（1998年7月）

それによれば廃棄物はさらに「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられ、前者の「一般廃棄物」は産業廃棄物以外の廃棄物をいうと

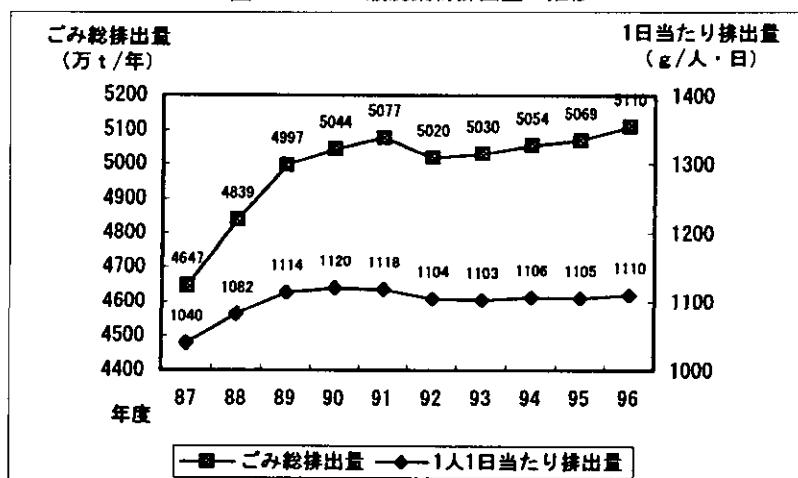
規定されており、その内容は産業廃棄物の内容によって決定される。後者の「産業廃棄物」とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物とされており（法第2条4項1号）、当該政令では紙くず（建設業、パルプ又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に係わるものや、P C Bが塗布され又は染み込んだものに限る）、木くず（建設業、木材又は木製品製造業、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係わるものやP C Bが染み込んだものに限る）、繊維くず（建設業、繊維工業に係わるもの及びP C Bが染み込んだものに限る）、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、建設廃材、動物のふん尿（畜産農業に係わるものに限る）、動物の死体（畜産農業に係わるものに限る）、ばいじん類、以上の廃棄物を処分するために処理したもの（以上、施行令第2条1～13号）と規定している。従ってこれら以外の廃棄物が一般廃棄物となるのであり、図II-1のように一般廃棄物には家庭系（生活系）ごみ、事業系ごみ、し尿がこれに含まれる。

なお、一般廃棄物および産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係わる被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものはそれぞれ「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」として区別されており（法第2条3項及び5項）、政令では「特別管理一般廃棄物」として廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジに含まれるP C Bを使用する部品、ごみ焼却施設において発生したばいじん、感染性廃棄物などが該当すると規定され、一方、「特別管理産業廃棄物」として、燃焼しやすい廃油、腐食性の強い廃酸、腐食性の強いアルカリ、感染性産業廃棄物、廃P C B、P C B汚染物などの特定有害産業廃棄物が規定されている。

2. 一般廃棄物の排出と処理の現況

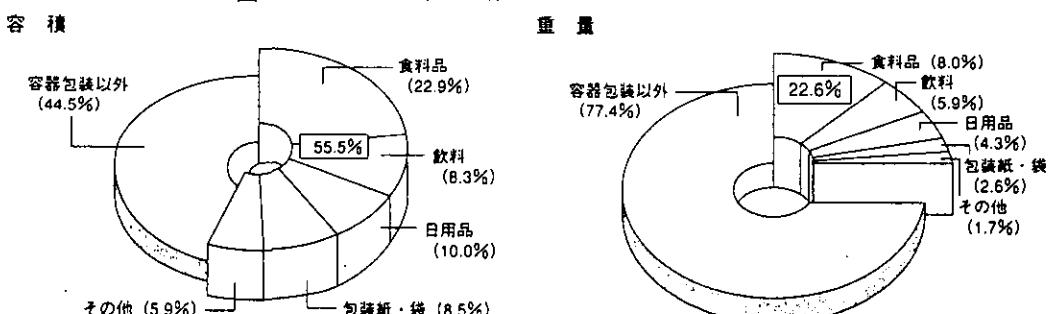
厚生省の調査によると、我が国における一般廃棄物のうち、ごみの年間排出量および1人1日当たり排出量の推移は図II-2の通りであり、それによれば1996年度のごみの年間排出量は5110万トン、1人1日当たり排出量1110グラムとなっている。1980年代後半にはごみの年間排出量が急激に増加し、1990年に

図II-2 一般廃棄物排出量の推移



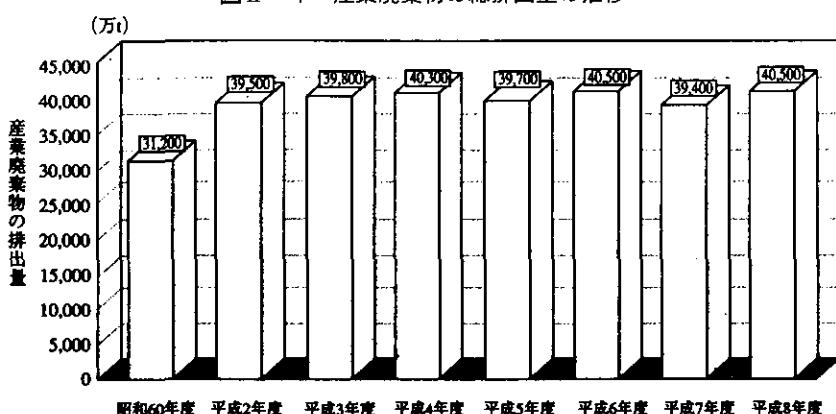
（出典）『平成10年版 環境白書（総説）』&『11年版 環境白書（総説）』より作成

図II-3 一般廃棄物全体に占める容器包装廃棄物の割合



(出典)『平成11年版 厚生白書』

図II-4 産業廃棄物の総排出量の推移



(出典)『平成11年版 環境白書(総説)』

5000万トン台に達したが、それ以降はあまり増減はなく、一定した動きを示している。また1人1日当たりのごみ排出量も1989年度に1100グラム台に達して以来、一定した値となっている。

ごみの組成について、『さっぽろ GOMI マガジン'99』により札幌市の場合を見ると、家庭系のごみでは台所ごみが42%，紙類25%，プラスチック類11%，ガラス類5%，金属類3%，その他のごみ14%となっている。また、事業系のごみでは木くず類21%，紙類31%，生ごみ類16%，コンクリート片・ガラスくず等11%，その他のごみ21%となっている。

またごみの中でも特に多いのは容器包装廃棄物であり、図II-3のように、容積においては55.5%と半分以上が容器包装廃棄物で占

められているのが分かる。従って一般廃棄物においては、容器や包装としての紙、ペットボトル、スチール缶やアルミ缶などをいかに処理するかが重要な課題となるのである。

一方、一般廃棄物におけるごみの処理については自家処理されるものも若干量存在するが、原則として市町村で処理を行うことになっており、すなわち市町村がごみを直接又は間接的に収集し、中間処理を行い、最終処分する。1995年度(平成7年度)におけるごみ処理の概要は表II-1の通りであり、ごみの年間処理量4989万トンの76.2%に当たる3805万トンが直接焼却されており、また11.5%に当たる572万トンが直接埋立てられている。残りの12.3%に相当する613万トンが焼却以外の中間処理に回され、減容化や資源化、堆肥

表 II-1 ごみ排出量及び処理量の推移

年 度		3	4	5	6	7
総人口(千人)	124,150	124,591	124,964	125,186	125,351	
計画処理区域内人口(千人)	124,055	124,591	124,964	125,186	125,351	
ご み 排 出 量	計画収集量(t/日)	114,954	115,436	117,801	120,043	120,491
	(千t/年)	42,074	42,134	42,997	43,816	44,100
	直接搬入量(t/日)	20,891	19,106	17,398	16,024	15,863
	(千t/年)	7,646	6,973	6,350	5,849	5,806
	自家処理量(t/日)	2,861	2,990	2,621	2,389	2,153
	(千t/年)	1,047	1,091	957	872	788
	合計(t/日)	138,708	137,531	137,820	138,456	138,507
	(千t/年)	50,767	50,199	50,304	50,536	50,694
	1人1日当たりごみ 排出量(g/人日)	1,118	1,104	1,103	1,106	1,105
	集団回収量(t/日)	3,858	4,920	5,261	5,848	6,565
	(千t/年)	1,412	1,796	1,920	2,135	2,403
ご み 処 理 量	直接焼却(t/日)	98,822	100,012	100,390	102,698	103,955
	(千t/年)	36,169	36,504	36,643	37,485	38,048
	直接埋立て(t/日)	23,109	20,094	19,518	17,026	15,631
	(千t/年)	8,458	7,334	7,124	6,214	5,721
	高速堆肥化(t/日)	156	159	173	134	135
	(千t/年)	57	58	63	49	50
	粗大ごみ(t/日)	7,508	7,674	7,793	7,976	8,177
	処理施設(千t/年)	2,748	2,801	2,844	2,911	2,993
	資源化等を(t/日)	4,216	4,195	4,677	5,050	5,136
	行う施設(千t/年)	1,543	1,531	1,707	1,843	1,880
	その他(t/日)	2,027	2,427	2,621	3,183	3,303
	(千t/年)	742	886	957	1,162	1,209
	合計(t/日)	135,839	134,561	135,173	136,067	136,337
	(千t/年)	49,717	49,114	49,338	49,664	49,889
	中間処理に伴う資源化量(t/日)	4,612	5,293	6,014	7,031	7,600
	(千t/年)	1,688	1,932	2,195	2,566	2,782
	最終処分量(t/日)	44,750	41,907	40,982	38,745	37,163
	(千t/年)	16,379	15,296	14,959	14,142	13,602

注1：一部市町村では総人口及び計画処理区域内人口に外国人人口が含まれる。

注2：1人1日当たりごみ排出量=排出量合計/計画処理区域内人口

注3：集団回収量とは市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村登録された住民体によって、回収された量をいう。

注4：中間処理に伴う資源化量は資源ごみ、粗大ごみ等を処理した後、鉄、アルミ等を回し資源化した量である。

資料：厚生省

(出典)『平成11年版 環境白書(各論)』

化など様々な処理が施されている。これらの結果、1360万トンが最終処分場へ埋立処分されている。これはごみの年間処理量の約27.3%に相当する。

3. 産業廃棄物の排出と処理の現況

産業廃棄物について総排出量の推移を見るところII-4のようであり、1996年度(平成8年度)は4億500万トンであり、1990年以来、4億トン前後の排出量が続いている。これは一般廃棄物の総排出量の約8倍にも相当する。

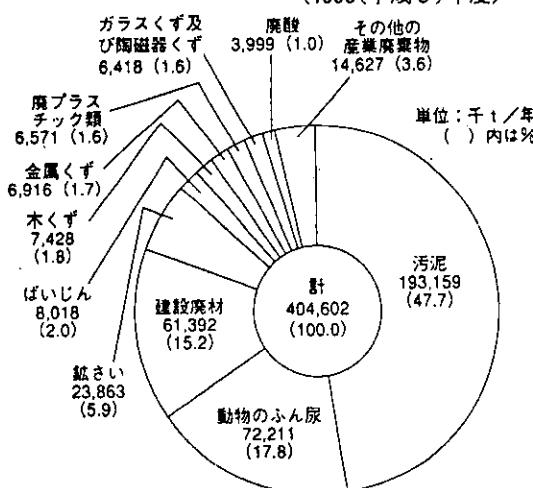
また産業廃棄物の総排出量は1985年度では3億1200万トンであったことから1980年代後半に急激に産業廃棄物の排出量が増加したことが分かる。

種類別に見ると、図II-5の通りで、汚泥が1億9316万トンで全体の47.7%と約半分を占め、さらに動物のふん尿が17.8%，建設廃材15.2%と目立って多く、以上の3者で全体の約8割を占めている。また業種別では図II-6のように、電気・ガス・熱供給業・水道業、建設業、農業が特に多く、合計で全体の約57%を占めている。

産業廃棄物の処理であるが、廃棄物処理法によれば、「事業者はその産業廃棄物を自ら処理しなければならない」(第10条第1項)として、事業者の責任としており、都道府県には管理責任を課している。実際の処理の方法としては、自家処理する場合と、産業廃棄物処理業者や地方公共団体への処理事業に委託する場合が存在する。

1996年度(平成8年度)における産業廃棄物の処理フローは、図II-7の通りであり、総排出量の37%に当たる1億5000万トンが再生利用され、17%に当たる6800万トンが最終処分されている。

図II-5 産業廃棄物の種類別排出量
(1996(平成8)年度)



(出典) 図II-3と同じ

III. 主要廃棄物の処理の現況と課題

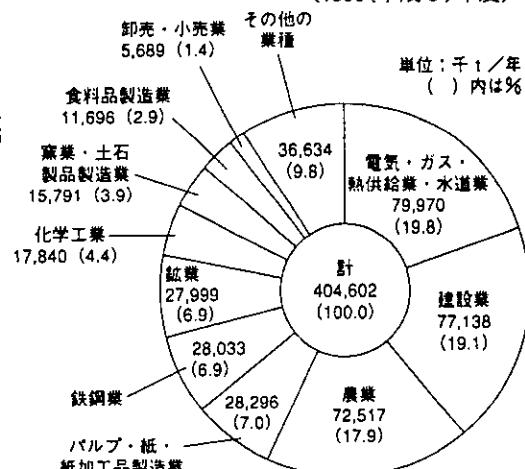
1. 可燃ごみ

(1) 生ごみ

可燃ごみとは、焼却処分するごみであり、札幌市の場合、家庭系ごみの場合、野菜・果物のくず・残飯・卵のからなどの生ごみ、食品トレイ・卵や豆腐などのパック類、食用油、紙類、布類、草・枯れ葉・切り花、木の枝・幹などがこれにあたり、またこの他に事業系ごみにおいても生ごみや紙類、木くず類などがあり、これらを焼却処分している。先に述べたように、札幌市の場合、家庭系ごみにおいては、生ごみ(39%)と紙類(23%)だけで可燃ごみの6割以上を占めている。

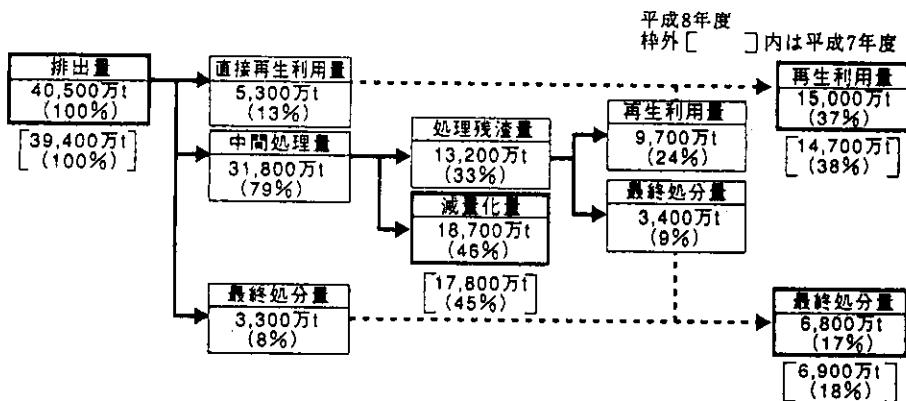
生ごみの処理については家畜の飼料として利用されたり、あるいは堆肥化(コンポスト化)されているものもあるが、全体的にその量は少なく、特に後者は近年における化学肥料の普及などのために、以前に比べ、その量は僅かとなっている。さらに衛生上の問題などもあり、生ごみの殆どは焼却処分されているのが現状である。また我が国の消費者は食品の購入にあたり、その消費期限や品質保持期限などを極端に重視する傾向があるとさ

図II-6 産業廃棄物の業種別排出量
(1996(平成8)年度)



(出典) 図II-3と同じ

図II-7 全国産業廃棄物の処理の流れ



(出典) 図II-3と同じ

れており、そのため特にコンビニエンスストアやファーストフード店などにおいて、短い時間を経過しただけの食品が生ごみとして廃棄されることが多いように見受けられる。従って、そのような消費者意識、あるいは流通業者の意識に対しては資源や環境の観点からの変革が求められるといえよう。

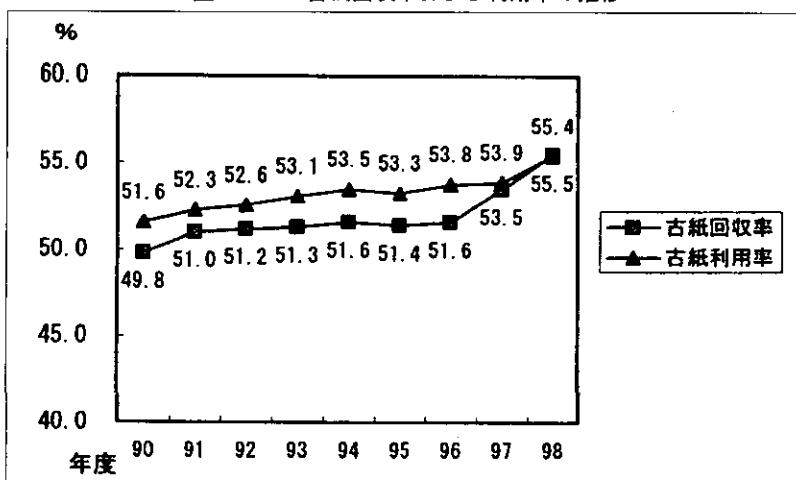
(2) 紙類

1998年の紙の生産量は通産省の調査によると約3000万トンとなっているが、近年は情報化の進展などにより、オフィスなどにおける情報用紙の使用量が増加しており、一方、牛

乳などの紙パック類の利用も非常に増加している。

紙は1998年においては、そのうちの約45%近くが燃えるごみとして捨てられ、焼却処分され、残った灰が埋立処理されており、一方約55%が古紙として回収されている(図III-1)。古紙は、家庭からは、ちり紙交換業者による回収や町内会などの集団回収、またオフィスから出る古紙については専門買出入などによって回収され、製紙会社へ販売されているが、1995年における新聞古紙の回収率がほぼ100%に近く、段ボール古紙の回収率が

図III-1 古紙回収率および利用率の推移



(出典) (財) 古紙再生促進センター資料より

約7割であるのに対し、上質・中質紙系古紙及び雑誌古紙の回収率が約3割と低く、リサイクル率向上のネックの1つとなっている。これはオフィスから出る事業系ごみとしての古紙の回収にコストが多くかかったり、プライバシー保護や機密保持のためにシェレッダー処理がなされ、繊維が過度に裁断され、再生に利用しにくいといった理由に加え、紙の中にはティッシュペーパーのように、様々な汚れなどを拭き取る為に使われるものや、あるいは使い捨て紙オムツのように汚物処理のために使用されるものなど資源として回収するのが困難なものが多く存在していることが挙げられるであろう。

次に、紙を生産する際、製紙原料として古紙を何%使用したかを示す古紙利用率は1998年では55.4%となっており、パルプよりも古紙の使用が多くなっている。さらに古紙利用率を高めるためには、新聞や段ボールなどの生産ではこれ以上古紙利用率を伸ばすのは困難な状況なため、それ以外の様々な事務用用紙など上質または中質の紙用として古紙の利用が推し進められる必要がある。しかし新聞や段ボールなどの古紙から上質な紙を作ることはコストの点で難しいため、特に上質紙や中質紙の回収率を高める必要があり、従って特にオフィスから排出される上質・中質系の古紙の回収率を高める仕組みを構築する必要があるといえる。また、紙の利用者側も不需要に上質な紙を使用する習慣を改めることもリサイクル率の向上につながるし、さらには再生紙の原料となる再生パルプを紙や板紙以外の目的で使用されることは現在全くなされておらず、こうした利用の可能性を探ることもリサイクル率向上のために必要なことと言えよう。

しかし、一方で我が国の高齢化の進展により、紙オムツなどの使用量の増加など、リサイクル率を下げる要因も存在している。さらに、リサイクルを妨げる重要な要因として、

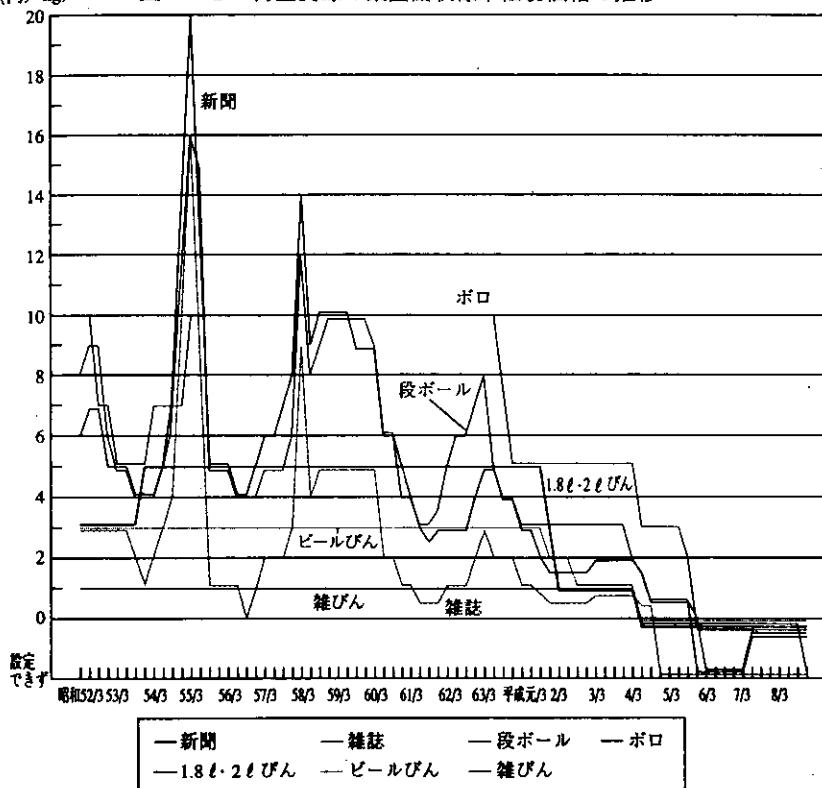
再生資源の逆有償性が挙げられる。つまり再生業者が再生資源を有償で引き取り、さらに再生製品の市場価格が資源回収にかかるコストを上回る金額であれば、当然回収をしようという誘因が働くことになり、リサイクルの普及促進が期待できるが、価格が低下して逆にお金を支払って引き取ってもらう状態になればリサイクルは当然進まないことになる。図III-2は1977年から1996年にかけての東京都内における新聞、段ボール、雑誌、BINなどの再生資源の末端での引き取り価格を示したものであるが、特に1986年頃からは円高や国際的に古紙の価格の低下が著しくなったため、バージンパルプや古紙を海外から安く輸入することが可能となり、国内の古紙の取引価格も著しく下落してしまい、その結果、回収業者の数も減少することとなったのである。このような現象の背景として、環境白書では①再生資源・リサイクル製品は、初めて使用される資源やこれによる製品よりも需要が大きくなりにくいこと、②リサイクルを実現するための費用は廃棄物の最終処分費用に比べて高くなりがちであるが、その費用が各主体により適切に負担されていないことなどを挙げている。⁽³⁾ いずれにしても、再生紙を積極的に利用しようという意識の高まりがリサイクル率向上のための条件といえる。

2. ペットボトル

ペットボトルとは、プラスチックの一種であるペット樹脂（ペット（P E T）とはポリエチレンテレフタレート（polyethylene terephthalate）の略）で作られたボトルのことであり、軽量でかつ丈夫であるため、清涼飲料、しょうゆやソース、洗剤など様々な商品に使用されている。図III-3の通り、1998年度の生産量は28万1927トンとなっており、急速な増加を続けている。

ペットボトルの使用用途の内訳は、表III-1のように、食品用としての利用が全体の9

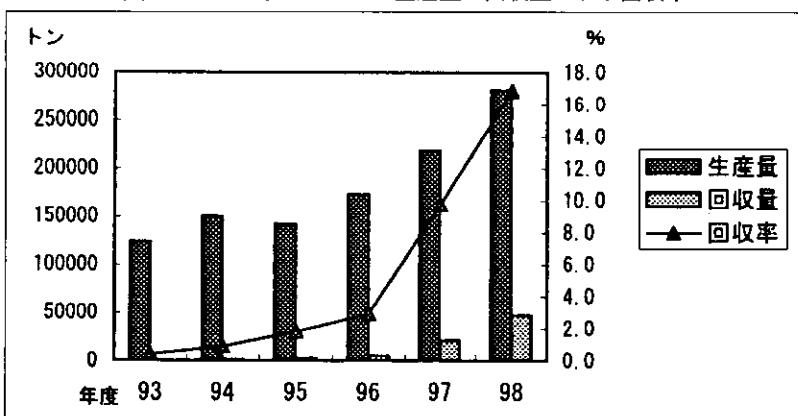
(円/kg) 図III-2 再生資源の集団回収標準仕切価格の推移



注：仕切価格が設定されていない月は前月の価格としている。

(出典)『平成9年版 環境白書(総説)』

図III-3 ペットボトルの生産量と回収量および回収率



(出典) ペットボトル協議会データより

割を超えており、さらに食品用の中では清涼飲料などの飲料用の使用が8割を超えていている。

一方、ペットボトルが消費使用された後の

回収量は4万7620トンでその結果回収率は約16.9%となっている。回収率は1997年から急速に高まってきているが、しかし依然低いレ

表III-1 ボトル用PET樹脂の需要の推移

年		1991年	1996年
用途			
食品用	醤油	12,500t	13,581t
	醤油を除く調味料	1,722	11,031
	食品油	1,642	1,160
	酒類	5,739	10,233
	清涼飲料ほか	89,383	149,088
	計	110,986	185,093
非食品用	洗剤・シャンプー	11,358	12,052
	化粧品	1,451	3,020
	医薬品ほか	1,960	3,258
	計	14,769	18,330
総 計		125,755	203,423

(出典) 図II-1と同じ

ベルに留まっているといえる。従って残りの約8割のペットボトルは燃えるごみとして焼却されるか、あるいは他のプラスチックごみと一緒に埋立処分されているのが現状である。ペットボトルが埋立処分されるのは、他のプラスチックごみと焼却しようとする高熱になり焼却炉を痛めたり、有害ガスを発生させるために、これらを焼却処理するためには特別な焼却施設が必要となるためである。ただしペットボトルは1997年4月から施行された「容器包装リサイクル法」によりリサイクルの対象とされたため、今後一層リサイクル率の向上が進むことが期待される。

ペットボトルは多くの市町村により資源ごみとして、他の空缶などと一緒に分別収集されるようになっており、あるいは生協など流通業者の店頭などでも回収されている。回収したペットボトルは再生工場に運ばれ、そこでフレーク状のペット樹脂に加工される。そして繊維メーカーや加工メーカーがこのフレークを買い取り、これを原料としてシャツ、カーペット、包装材料など様々な製品を製造している。

しかし、このようなペットボトルのリサイクル率向上には解決すべき様々な課題が存在している。例えば再生工場が少ない上に、こうした工場に回収したペットボトルを持ち込

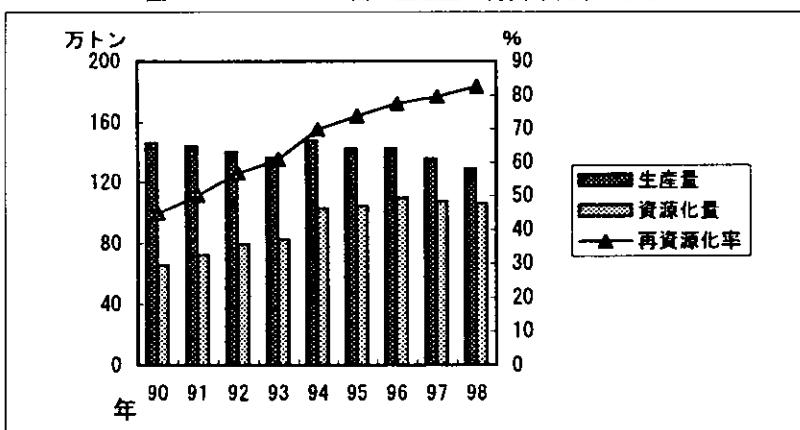
んでも、僅かな金額にしかならず、回収費用を貯えない状態であること、ペットボトルからフレークを作るまでに、中身の洗浄や不純物の取り除き作業などかなりのコストがかかること、品質の問題のためにフレークから再び飲料用のペットボトルの製造が出来ないことなどの問題が存在しており、そのため依然としてリサイクル率は低いという結果になっている。そのため再生がスムーズに出来るように、製造段階からキャップやラベルを取り外しやすいものにしたり、着色を出来るだけしないようにする、そして消費者は飲み終わったら中身を洗浄して回収に出すなど、各主体が協力意識を高め、実行することが必要となっている。

3. スチール缶およびアルミ缶

スチール缶およびアルミ缶はビールや清涼飲料の容器などとして今日非常に多く使用されている。平成11年版環境白書によると缶飲料の生産量は1981年では約100億缶だったものが、1997年では381億缶と約4倍になっている。これは日本人1人当たり1年間に約300本もの缶飲料を飲んでいる計算になる。一方これらの使用後の処理については1998年におけるスチール缶の生産量は128.5万トン、再資源化量は106.0万トンであり、その結果、リサイクル率は82.5%となっており(図III-4)、一方アルミ缶の1998年総販売量は27.1万トン、資源化量は20.2万トンで、リサイクル率は74.4%となっている(図III-5)。両者ともに経年変化を見るとリサイクル率は急速に高まりつつあるといえる。

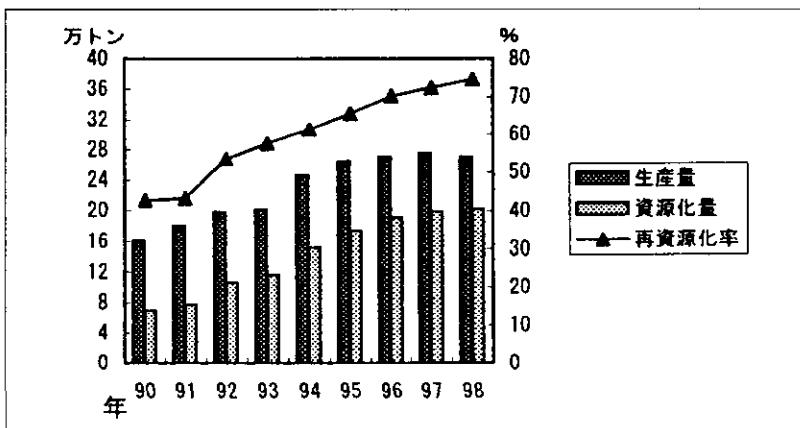
これらはその多くが市町村によって資源ごみとして分別収集されているが、地元自治会や学校による集団回収により集められる場合もある。こうして収集されたスチール缶やアルミ缶は市町村のリサイクルセンターなどでスチール缶とアルミ缶、その他の容器に分けられる。その後、スチール缶の場合は、ス

図III-4 スチール缶の生産量と再資源化率の推移



(出典) あき缶処理対策協会資料

図III-5 アルミ缶の生産量と再資源化率の推移



(出典) アルミ缶リサイクル協会資料

ラップとして電炉工場や転炉工場が買い取り建築用資材などを製造する原料に使われている。またアルミ缶はアルミニウム再生工場で地金にされ、その後自動車などの機械部品に加工されることが多く、また約3分の1が再びアルミ缶に加工されている。特にアルミニウムはボーキサイト鉱石などの原料鉱石を電解・精練して作る際に電解のプロセスで大量の電力を必要とするものであるが、アルミ缶から地金を作る場合には、原料鉱石などから作るのに比べて極めて僅かな電力で可能になるため、コスト的にリサイクルが有利となり、

リサイクルを進めるのが容易であると考えられている。

このようにアルミ缶やスチール缶のリサイクル率は他のごみに比較しても極めて高いものとなっているが、しかし現実には未だにこれらの缶飲料の空缶の一部が道路、海岸、河川敷等に散乱し、環境美化の面で問題となっている。特に河川敷や公園・広場などの散乱状態は悪化しているのが現状であり、地方公共団体では空缶散乱防止に関する条例等の制定や投げ捨て防止のポスターやCMなどで啓蒙を図っているが、十分効果があがっていない

ないのが現状と言えよう。

4. 産業廃棄物

産業廃棄物は、同一の排出過程から単一の性状で継続的に大量に排出されることが多く、利用者から見れば原材料が安定的に供給されるため、リサイクル率は一般廃棄物に比較して高く、先にも見たように1994年度38%となっている。産業廃棄物の種類別のリサイクル率は表III-2の通りであり、種類によっては、高いリサイクル率になっているが、特に排出量の約5割を占める汚泥については、リサイクル率は非常に低く、リサイクルの難しさを示しているといえる。

汚泥のほとんどは上下水汚泥および建設汚泥であり、脱水や焼却の処理を施した上で、埋立処分されている。また再利用としてはセメント原料、燃料、土壤改良剤への利用、焼

却灰からタイルやレンガへの再生などが行われている。また建設廃材はコンクリート塊とアスファルト・コンクリート塊であり、これらは再びコンクリート塊およびアスファルト・コンクリート塊などとして約7割が再利用されている。しかしいずれにしても、全体として産業廃棄物のリサイクル率はここ数年向上していないことから一層の改善が必要である。

ところで産業廃棄物は、先に述べたように産業廃棄物を排出する事業者が自ら適正に処理する義務を負っており、従ってその処理は事業者又は許可を受けた民間の処理業者によって行われているが、最近では特に最終処分場の確保が困難になってきており、産業廃棄物の不法投棄の一因となっているとの指摘もある。また表III-3によれば1996年における廃棄物処理法違反1998件のうち、1526件(76.4%)は不法投棄事犯であり、さらに表

表III-2 産業廃棄物のリサイクル率(1993年)

産業廃棄物 の種類	鉱さい			汚泥			燃え殻		建設廃材		
	高炉スラグ	製鋼スラグ	鋳物廃砂	非鉄金属スラグ	上水汚泥	下水汚泥	建設汚泥	石炭灰	ごみ焼却灰	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊
リサイクル率%	100.0	90.1	40.7	90.8	26.3	24.9	2.0	61.7	1.6	67.0	78.0

注: ただし高炉スラグ、製鋼スラグは1994年、鋳物廃砂は1990年、非鉄金属スラグは1988年のデータである。
(出典) 平成9年版 環境白書(総説)より作成

表III-3 廃棄物処理法違反の態様別検挙状況(平成8年)

態 様 別	総 数	不 法 投 棄	委託基準違反 無許可処理業		そ の 他
			件 数(件)	構成比(%)	
件 数(件)	1,998	1,526	454	18	
構成比(%)	100.0	76.4	22.7	0.9	

(出典)『平成10年版環境白書(総説)』

表III-4 産業廃棄物不法投棄事犯の投棄者別、動機別内訳(平成8年)

動 機	投棄者	総 数	排出源事業者	許 可 業 者		無許可業者
				収集運搬	処 分	
総 数(件)		288	226	11	14	37
処理費節減のため		188	160	8	11	9
最初から不法投棄を企図		41	21	1	0	19
処理場が遠距離のため		9	4	0	2	3
そ の 他		50	41	2	1	6

(出典)表III-3と同じ

III-4 によって投棄者別、動機別内訳を見ると、排出事業者によるものが全体の約78.5%を占めており、また動機としては約65%が「処理費節減のため」となっており、廃棄物処理に対し適正な処理コストを負担すべきという意識の欠如が不法投棄の主要な理由になっている。

従って、産業廃棄物については処分場の確保が緊急の課題であるが、それと同時に事業者においては産業廃棄物の処理コストを負担するのは当然のこととして経営活動に組み入れるように意識を改革する必要があると言えよう。

IV. 環境制約の現況

以上で検討したように、一般廃棄物および産業廃棄物ともさまざまにリサイクルの工夫がなされ、中には成果をあげているものもあり、その結果、一般廃棄物では1991年の最終処分量が1637万トンだったのに対し、1995年では1360万トンになっており、僅か4年間で約17%も減少した（表II-1）。また産業廃棄物でも1991年度の最終処分量は8900万トンだったのに対し、1996年度は6800万トンとこちらも5年間で約24%もの減少を実現している。しかしこのような努力にも拘わらず、未だに膨大な量の廃棄物が毎年埋立て処理され

ているのもまた事実であり、その処分場の確保に大変苦労しているのが実態と言える。

一般廃棄物及び産業廃棄物について最終処分場残余容量を表IV-1及び表IV-2によつて見ると、一般廃棄物については残余年数は約8年を維持しているが、産業廃棄物については1997年3月時点では残余年数は3.1年しかなく、特に東京都・埼玉県・神奈川県などの首都圏においては僅か1年分しかなく、非常に厳しい状況にある。さらに最終処分場の確保については、このような処分場での廃棄物の不適正処理による土壤・地下水汚染などの心配が地元住民の間に広がっており、そのため段々と困難になりつつあるのが現状である。

事実、このような最終処分場が原因となっている土壤・地下水汚染は深刻であり、萩原・指田らによれば、その原因として①廃棄物処理法制定（1970年）以前の不適切な廃棄物処理・廃棄物管理による汚染（この時期産業廃棄物を工場敷地内に安易に埋め立てていたケースが多かった）、②廃棄物処理場の老朽化に伴う地下汚染（無害な廃棄物として安定型処分場に埋め立てられたものから有害物質が溶出する、管理型処分場において底部を覆っている遮水シートが破けて有害物質が溶出するなど）、③埋め立てた時点では無害とされて

表IV-1 最終処分場残余要領の推移

	1988年度 (昭和63)	1989 (平成元)	1990 (平成2)	1991 (平成3)	1992 (平成4)	1993 (平成5)	1994 (平成6)	1995 (平成7)
残余年数(年)	8.3	8.0	7.6	7.8	8.2	8.2	8.7	8.5
残余容量(百万m³)	171	167	157	157	154	149	151	142

（出典）図II-3と同じ

表IV-2 産業廃棄物の最終処分場の残余要領と残余年数（平成9年3月現在）

区分	最終処分量(万t)	残存容量(万m³)	残余年数(年)
首都圏	1,850(1,855)	1,910(1,979)	1.0(1.1)
近畿圏	1,054(1,038)	2,973(3,419)	2.8(3.3)
全国	6,800(6,900)	20,767(20,984)	3.1(3.0)

（出典）図II-3と同じ

表IV-3 安定型最終処分場の浸出水の水質調査結果(健康項目)

	検出数	最大値 mg/l	(検出限界) mg/l	地下水質環境基準を 超過していたもの	(地下水質環境基準) mg/l
水銀	1	0.0006	0.0005	1	0.0005
カドミウム	2	0.001	0.001	0	0.01
鉛	1	0.052	0.005	0	0.01
砒素	10	0.087	0.005	6	0.01
トリクロロエチレン	3	0.0052	0.002	0	0.03
テトラクロロエチレン	3	0.0025	0.0005	0	0.01
ジクロロメタン	4	0.046	0.002	1	0.02
1,2-ジクロロエタン	5	0.005	0.0004	1	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	5	0.025	0.0005	0	1
ベンゼン	4	0.012	0.001	1	0.01
シマジン	5	0.0074	0.0003	1	0.003

注1：平成6～7年度に全国の82処分場について調査したもの

注2：アルキル水銀、六価クロム、シアン、セレン、有機燐化合物、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム及びチオベニカルブについては、検出されなかった。

(出典) 図III-2 に同じ

いた化学物質などが後になって有害性が指摘されるケースの3つを挙げているが、環境庁が実施した全国82の安定型最終処分場を対象とした調査でも、その浸出水から地下水質環境基準を超える量の有害物質が検出されており、我々の生活を脅かす要因となっているのである。(表IV-3)

さらに、最近大きな環境問題として顕在化しているのがダイオキシン類による環境汚染である。ダイオキシン類は、塩素が存在する状態で有機物を燃焼させた時などに非意図的に発生する有害な有機塩素化合物で、人体に対して発ガン性・生殖毒性など様々な毒性を持つものである。これは特に高温で完全燃焼が出来ない焼却炉などで塩素系樹脂を原料とするプラスチック類などを燃やした時に発生しやすいとされている。そこで1997年には環境庁・厚生省などが廃棄物焼却炉についてダイオキシン類の排出基準を設けるとともに、各市町村の焼却施設において発生させるダイオキシン類濃度の調査を行った。この結果を受けて各市町村では、基準を超えてダイオキシンを発生させる焼却施設については稼動を

休止したり、施設自体を廃止するなどの措置を講じるなど、ダイオキシンの発生を抑制するための対策を講じている。いずれにしてもダイオキシンは食物の中でも特に魚介類の体内に既に多く蓄積されてしまっており、こうした魚介類などを食べることにより人間の体内にも徐々に蓄積されることになるため、その影響が懸念される。またそのようにして蓄積されたダイオキシンは特に母乳に多く含まれて出てくることが知られており、乳児への影響も心配されている。

以上のような事例は、廃棄物処理の問題が現在の我々にとって現実的かつ極めて緊要な課題となっていることを明確に示しているようと思われる。廃棄物処理に対応するための技術の開発あるいはリサイクルが積極的に進められているが、しかしそれでもまだ当分の間は焼却や埋立てを中心とする方法に大きく依存せざるを得ないことが想定される。そしてそれらの方法は今見たように既に処分場の不足や様々な環境汚染などを生み出し、我々の生活や他の生物の生存をも脅かし始めていると言えるのではなかろうか。このような状

況の中で消費者の行動を考えてみると、消費者はもう既に厳しい環境制約の中にいるのは明らかであろう。つまり、これまでのような大量消費型の行動を続けることはまさに自らに対して一層の危機的状況を招くことになるだけであり、逆にいかに廃棄物の発生を抑制していくかが既に問われていると言うべきであろう。

V. 現代の消費者行動

1. 日本型消費システムの問題点

昭和36年度経済白書によると、昭和35年度においては、「都市世帯でテレビの普及段階が終わったため耐久消費財の消費が鈍った」とされ、反面「自家用車の所有者は半年間に2倍以上に増えた。また国鉄の周遊券利用者も前年度より41%増えた。布地よりも既製の衣服が売れ、また即席ラーメン、即席スープなどいわゆるインスタント食品が流行したのもこの年の特徴であった。家庭の主婦がミシンを踏んだり、料理をつくる労を省こうとするという家事労働節約意識が強まっているが、これは、最近の国民生活が消費の量的増大だけでなく、意識の上でも急速に変わっていることを示すものである。」とされている。生活必需品をどうにか充足できる段階を経て、より豊かな、より快適な、より利便性の高いものへと消費が向かう高度大衆消費社会の幕開けが、この昭和35年前後であったと考えられる。

その後、世界でも類を見ない高度成長を経て、資産効果により消費意欲が膨らんだバブル期を迎えることになるが、そのバブル絶頂期である平成元年の国民活動動向について平成2年度版国民生活白書では次のように紹介されている。すなわち、一人当たり国民所得の伸びでは、「昭和30年から63年までに、物価上昇分を差し引いた実質で5.8倍となっており、民間の消費水準も7.4倍となっている。」さらに「63年の水準を比較すると、1人当たり

り国民所得は為替レート換算でアメリカの1.15倍、イギリスの1.56倍となっており、欧米先進国の中で最高水準となっている。」と、日本国民が世界トップクラスの消費水準を享受するまでになったとされている。その一方で同白書において、高いレベルの私的消費に対して、社会資本からのサービスや福祉サービスのような社会的消費が相対的に立ち遅れていることが指摘され、これが我が国の消費を特徴付ける「豊かさを実感できない消費」の大きな要因となっているとしている。

高度成長を達成し、いわゆる先進国の仲間入りを果たしたが、この「豊かさを実感できない消費」こそが、日本型経済・社会システムが抱えてきた根本的問題点のひとつである。平成7年度版国民生活白書においても再びこの問題が取り上げられ、豊かさを実感できないことの主な要因として①内外価格差の存在、購買力平価で比較した場合の消費水準の低さ、②社会資本の整備水準の低さ、③住宅環境の低さ、④労働時間の長さ、という4点が指摘されている。これらのことが消費者心理に影響を及ぼしていると考えられるが、多くの人が「これ以上欲しいものは特に思いつかない」と言うように、物に対する充足感が一般化されている状況では、消費水準のような消費量にかかる問題はあまり大きなウエイトにはならない。むしろ、労働時間の長さのように、日常生活における精神的なゆとりを阻害するような要因の方が強く作用していると考えられる。そうした満たされないと感じる心理的な飢餓状態を埋めるために、さらに商品・サービスを購入し満足感を求めようとするが、その効果は結局のところ一時的なものでしかなく、従ってまた新たな購入行動に頼らざるを得ないという抜け出すことのできない閉塞状態にあることが「豊かさを実感できない」背景であろう。従って、消費者の不満の原因は、消費者のライフスタイルや消費態度にもあるわけであり、そうした点をさらに見てみたい。

2. 居住水準の選択

住宅に関する問題は、単に社会資本ストックなどの整備レベルが低いということだけから生じるものではない。むしろ過疎過密、特に過密の弊害によるものと見るべきである。高層住宅や住宅地の供給、道路・鉄道建設などの積極的なインフラ整備が、かえって都市部の利便性を高め、一層の過密化や土地価格の高騰を促進し、さらなる居住条件の低下や交通・通勤事情の悪化を招いたとも言える。地価に関しては、法制度、金融システムなどの複雑な条件が関わっており一概には言えない面もあるが、概ねこうした経済合理性の範囲の中にあり、所与のものとして受け入れざるを得ない状況となっている。購入する側にも、同時に次のような理由によって、住居に対する要求水準の切り下げも行われていると考えられる。すなわち、①核家族化による同居家族数が減少したこと、②企業単位の人間関係や相互扶助システムに全面依存する傾向が強くなり、地域のコミュニティの場としての機能が不要になったこと、③それらのことから、住居に「仕事場」や「集会所」という役割が少なくなり、むしろ「食事」と「睡眠」の場という機能を主として提供するものになったこと。

こうしたことにより、居住スペースにおける自由空間が乏しくなり、また近隣への騒音の気兼ねなどから、人間性発現としての種々の創造的活動をする場と機会が非常に少なくなったことは事実である。住居が手狭なためにこうした生活をすることを余儀なくされることと、仕事・所得を優先するために積極的にではないにしても自分の意思で経済性優先のライフスタイルを選択したことという二つの面の要因によって、このような居住水準の選択がなされたものと推測される。

豊かさを実感できない要因の大きなものは、この住居の量的質的な貧しさと日常生活の潤

いのなさである。住居に関しては、図V-1に見るように、持家一戸建て世帯では6割以上が住居について満足しているのに対し、持家でも集合住宅の場合は約半分が何らかの不満を持っており、持家以外では不満の比率が更に高くなり6割を超えていている。また、「生活全般を総合的に見た場合のゆとり感」に関する意識調査の結果では、表V-1にあるように、30歳台から50歳台前半のいわゆる働き盛り層で、ゆとり感がないと感じている者の割合が半分以上にもなっている。

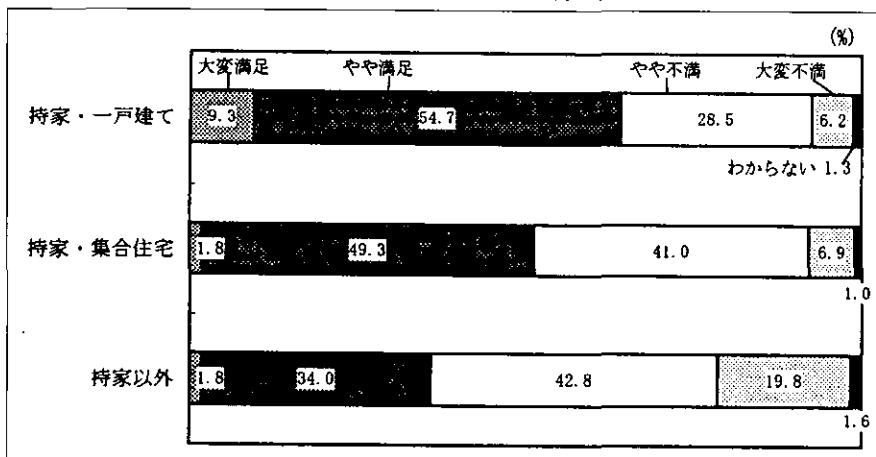
このような状況の中では、「人間的な生活の実感を得るために時間の余裕」が貴重な財であり、省労働力・時間節約型の商品・サービスに対する需要が高まるのは当然である。一時の家電品ブームの背景には、非自発的な労働から開放されたいという欲求とともに、こうした生活の余裕時間への期待もあったと考えられる。勿論、家電品によって労働軽減の恩恵を受けるのは主としていわゆる専業主婦であるが、結果的に一家の働き手の家事労働分担も軽減されることになると想定されていると言える。

余裕時間は、個人の趣味などの活動に充てられる。居住スペースの中でできるものもあるが、外部の場所や施設を利用しなければならないものも多く、そうなるとやはり大ごとになるため疑似的な体験で本物と同じような満足感を求めようとする消費が増える。こうした時間節約型と疑似体験型の消費に対するニーズが比較的強いことが、日本の消費者行動の特性となっている。

3. 時間節約型消費

時間節約型の商品・サービスは、家電品に限らない。従来家庭で生産されていたものの大部分が完成品で置き換わったことが時間節約行動の結果として表れていると言える。その中でも特に食品の変化が顕著である。ファミリーレストランなどの外食、カット野菜、

図V-1 所有形態別住宅満足度



(出典) 経済企画庁国民生活局『平成10年度版国民生活選好度調査』より作成

(注)「わからない」の中には無回答も含む。

表V-1 生活全般を総合的に見た場合のゆとり感 (%)

年齢	総数	充分ある	ある程度ある	あまりない	非常に乏しい	無回答
20~24歳	272	7.4	46.0	42.3	4.0	0.4
25~29歳	330	3.9	47.0	43.9	5.2	—
30~34歳	328	2.7	42.7	50.6	4.0	—
35~39歳	362	1.4	39.8	53.0	5.8	—
40~44歳	399	1.0	41.9	50.6	6.5	—
45~49歳	529	2.5	43.3	50.3	4.0	—
50~54歳	516	3.9	42.8	48.8	4.5	—
55~59歳	385	2.6	47.0	44.7	5.7	—
60~64歳	386	3.6	49.5	41.2	5.4	0.3
65~69歳	319	4.4	55.8	37.0	2.5	0.3

(出典) 経済企画庁国民生活局『平成10年度版国民生活選好度調査』

冷凍食品、惣菜、インスタント食品、弁当類などをはじめとして、調味料、菓子類、嗜好品類に至るまで完成品やレトルト食品が氾濫している。

また、自動販売機による飲料などの消費も、時間節約行動の典型と言える。街角や繁華街をはじめとして、オフィスビルの各フロアにまでも設置されていることもあり、欲する時にすぐ商品を入手できる手軽さが支持されている。購入時の手軽さだけではなく、容器を簡単に捨てられる（自動販売機の飲料だけに限らないが）ことも時間的メリットとしては

大きい。一昔前の量り売りのように、酒や油などを買うために容器を持参し、使い終わった後には洗浄し清潔な状態を維持するという一連の作業をすることは、容器使い捨てがほぼ習慣化した生活の中では嫌気のさすような大変な仕事である。

4. 疑似体験型消費

居住スペースの中の自由空間が少ないとことや時間的制約が大きいことなどにより、手軽に本物に近い雰囲気を味わおうとする、いわゆる疑似体験型の消費が増えることになる。

典型的なものはテレビのスポーツ中継の鑑賞であろう。スポーツを鑑賞すること自体は通常行われることはあるが、日常まったくあるいは殆どスポーツをしない人間が、聴覚のチームの応援にのめり込むということは、プレイヤーが感じる勝負の面白さや興奮と同じように体験したいとする行動であると言える。テレビで放映される海外旅行やドラマなどの番組も、「居ながらにして」雰囲気を味わえる商品・サービスである。

コンピュータゲームの中にも、バーチャリアリティを提供するものが増えてきている。格闘技、各種のスポーツ対戦、フィッシング、航空機や電車の操縦、ペットの飼育、ビジネス、宇宙戦争などなど数え上げればきりがないほどのソフトが供給されている。

ベランダのプランターを利用したミニ菜園も、本物の畑や庭の代用品であると言えなくもない。テーマパークも同じように、比較的簡単に本場・本物の気分を味わえるサービスである。

しかしながら、こうした種類の商品・サービスはあくまでも本物の代用品でありミニチュアであることから、当然本物が持っているサービス水準に及ばないことが多く、期待するものとの心理的なギャップが生まれ、不満が残る消費になってしまふことは避けられない。

5. 歯止めなき消費欲求

調理の外部依存、家電製品の購入などに見るように、日本の消費者には極端に利便性・快適性を追求しようとする性向は強い。こうしたことの背景には、「規範なき社会」という日本社会の特殊性があると考えられる。

敗戦と同時にほとんどすべての価値観が逆転してしまい、伝統的なもの、日本独特なもののはそれだけの理由で「旧式」、「不合理」、「非効率的」なものとして捨て去られることになった。それに引き換え欧米のもの、特にアメリカのもの、新しい商品やサービスなど

は絶対的に「善」であり「正義」であるとして受け入れられる風潮が蔓延し、楽しく愉快なもの、手軽で便利なもの、快適なものをひたすら求めることが、生活を、人生を楽しく豊かにするものである、という国民的な合意が形成されていった。食生活についても、地域の味、我が家の味といった伝統的な意識は徐々に消滅し、調理済の食品を購入することに対する抵抗感も薄れていった。

自分の望むものを市場で手に入れるシステムこそが最もパフォーマンスの良いことであるという面だけが、多くの人に鵜呑みされたために、地域社会があっという間に崩壊してしまったことについても何ら有効な対策がないまま、そうした変化を受け入れざるを得ない状況に陥った。地域の中での生産－消費サイクル、エネルギーサイクル、相互扶助システム、社会教育システム、イベントの人のつながり、スポーツや趣味のサークルなど、最も身近な社会システムがほぼ消滅してしまい、都市では「隣の人も知らない」ことが別に珍しいことではない状況になってしまった。商品・サービスがそれらの機能を肩代わりするようになり、金を払って商品・サービスを購入し、税金を払って廃棄物の処理サービスや福祉サービスを受けることで快適な生活を享受することができるようになった。むしろ地域社会の煩わしい人間関係などに一切関係しないですむことのほうが歓迎された。

その結果、地域社会への帰属意識や、社会への貢献、社会的な認知・評価というようなことに対する関心は薄くなり、そこから得られる満足感や充実感は少なくなり、逆に消費者一人ひとりの生活の満足度は、市場を通じて供給される商品・サービスによる個人個人の満足感・充実感にほぼ全面的に依存することとなる。大衆消費社会の幕開け当時は「画一的」と言われた消費者意識もやがて自己主張を始め、「個性化」の時代の到来であるとされたが、実は社会的な絆を失っていく「孤

性化」も同時に進行していたのである。

商品やサービスの購入によって得られる満足感というものは、極端に表現すれば、金さえ出せばいくらでも手に入るという意味でまったく底無しである。常に飽き足らなくなり次の刺激が欲しくなる、ということを永遠に繰り返す。現状でも多くの面で消費することがマイナスのパフォーマンスを生み出していても、満足感を求める消費は止められない。例えば、あまりにも便利な生活が、運動不足・生活習慣病の誘因であるが、自宅に居ながらにして買い物ができるオンラインショッピングや身の回りのこまごました事を処理してくれる家事ロボットの開発など、さらなる利便性が期待されている。また、食事や嗜好品の過剰摂取で肥満などの身体的な影響が出ているにもかかわらず食の満足感の追及は衰えそうにもない。さらに、廃棄物などによって環境維持が危機的な状況に陥っている現状認識はあっても、ペットボトルや缶入り飲料の消費をやめることができない。こうした利便性を失うことは、生活のクオリティ維持にとってやはり重大なマイナス要因となるのである。

VI. 消費者意識の変化

環境制約が厳しさを増す中で、消費者の環境に対する配慮という意識も高まっている。しかしそれと同時に、V章で検討したように、消費者がさらなる利便性を追及し、時間を節約し、高水準の消費を続けていきたいとする傾向も弱まっているわけではない。このような混沌とした社会状況の中で、消費者意識がどのように変化し、またそこから今後どのような方向に向かおうとしているのかを、概ね10年間のタームで比較検討してみたい。

1. 支出の力点

表VI-1は、博報堂生活総合研究所が行っている『生活定点調査』の中で、毎回（2年

ごと）同じ設問により調査している消費支出に関する意識に関して、最新のものと10年前のものを比較したものである。1988年という年は、バブル経済の絶頂期であり、消費マインドも極めて高い時代であったのに対して、1998年はリストラの嵐が吹き荒れる大不況期の真っ只中という、極端な時代背景の違いがあるため、全般的に1988年の方は支出意欲が高く、1998年は節約意識が強く表れている。

その中でも、「普段の食事」「外食」という食に関する支出項目では、「現在お金をかけている」とする者の比率が1988年と比較すると低くなっているが、「普段の食事」「外食」以外の項目と比べるとそれほど大きな落ち込みにはならず、1998年ではそれぞれ31.0%，22.5%となっている。しかし、この項目は「今後節約する」とする者も1998年調査で29.4%，33.7%とかなり高い。このことから食に関しては、節約していきたいとする者も、お金をかけるという者も共に大きな割合になっていることから、積極的な方向と抑制的な方向という大きな2つの流れとなっていることが見て取れる。

また、「冠婚葬祭」「中元歳暮」「個人的なプレゼント」「人との交際」といった社交のための支出項目については、「現在お金をかけている」とする者の比率は大幅に減少しており、「今後節約する」が概して高い比率であることから、総じて抑制的傾向であると考えられる。

それに対して、「趣味」「自分のための教養・勉強・スポーツ」「子供のための教養・勉強・スポーツ」といった自分のための（あるいは子供のための）投資は、「今後節約する」とする者の割合は小さく、これからも消費支出の力点のひとつになることが想定される。衣類・アクセサリーなどのファッション分野への支出は、抑制的な傾向がやや見えるが、あまりはっきりとしたものとはなっていない。

表VI-1 支出の力点の変化

(%)

	現在お金をかけている		今後節約する	
	1988年	1998年	1988年	1998年
普段の食事	53.3	31.0	4.0	29.4
外食	36.8	22.5	6.6	33.7
外出着	34.6	14.3	3.2	15.8
普段着	9.3	7.1	2.5	19.1
ステーショナリー・ファッション小物	13.0	6.4	4.3	18.0
家電品	32.8	8.3	4.7	15.0
車	26.4	13.0	7.4	18.2
趣味	29.5	17.9	3.0	9.0
自分のための教養・勉強・スポーツ	22.0	8.8	2.3	6.5
子供のための教養・勉強・スポーツ	38.6	16.9	3.7	6.3
冠婚葬祭	41.1	10.9	8.5	23.0
中元歳暮	29.5	14.4	6.7	29.1
個人的なプレゼント	27.0	8.6	5.0	18.4
人との交際	41.9	19.0	7.3	23.3
健康診断・予防を含め医療に	36.5	11.6	6.1	10.4
貯金	29.1	13.8	1.7	2.3
株など財テク	12.8	4.0	4.2	9.7

(出典) 博報堂生活総合研究所『生活定点調査』1988年版および同1998年版より作成

社交のための支出は、通常生活の実用上の必要性を越えてなされるものであり、消費水準のレベルを押し上げる要因となっているが、こうした支出が抑制傾向にあることは、廃棄物の低減化にとって望ましい方向であると言える。

2. 食生活に関する意識

食生活の消費支出に関しては、積極的な方向と抑制的な方向への二極分化という傾向であるが、そうしたことの要因となっているものをもう少し詳しく見てみたい。

表VI-2は、農林水産省食品流通局消費生活課が1986年より毎年3回定期的に実施している『食料品消費モニター定期調査』の中で、1986年、1992年、1994年に調査事項となった「これからの食生活」に関する集計結果を取りまとめたものである。この設問は3回の調査の回答方法（該当するものを3つ選択）、選択肢の設定が同一であることから比較可能

である。

この中では、「品質・安全性」「健康志向」を重視する傾向が強く、全体的にあまり大きな変動は見受けられない。「季節感が少なくなる」（食材選択の多様化、高額化につながる）がやや高い順位にあるものの、「高級化」「間食・外食が増える」などは順位も低く、いわゆる高級食材追求傾向はあまり強くないよう見えるため、食品にお金をかける目的が安全性、品質志向、健康志向などということであろうと推測できる。

「簡便化が進む」とする回答は、徐々に順位を上げており、食における簡便化の方向がかなり明確に示されている。それと同時に「手作り見直し」も一定程度の支持を得ておらず、手作りの良さを見直していきたいとする意識もあるものの、やはり簡便化の方向は抗し難いものと認識されている。

表VI-3は、同じく平成10年度『食料品消費モニター定期調査』の中の「これからの食

表VI-2 これからの食生活

順位	1986年調査		1992年調査		1994年調査	
1	品質・安全性	54.0%	品質・安全性	60.5%	品質・安全性	59.4%
2	健康志向	46.9	健康志向	58.7	簡便化	44.5
3	季節感少	42.1	季節感少	49.9	季節感少	40.7
4	手作り見直し	37.5	簡便化	28.2	健康志向	33.2
5	簡便化	31.2	手作り見直し	27.7	手作り見直し	28.9
6	和風見直し	17.6	和風見直し	17.0	家族揃う少	14.1
7	家族揃う少	13.5	家族揃う少	15.6	和風見直し	12.5
8	個食化	12.1	個食化	14.6	個食化	8.2
9	高級化	11.3	高級化	11.4	間食・外食増	7.1
10	間食・外食増	8.5	間食・外食増	11.4	高級化	4.0

(出典) 農林水産省食品流通局消費生活課

「昭和61年度食料品消費モニター第2回定期調査結果」(昭和62年5月)

「平成4年度食料品消費モニター第1回定期調査結果」(平成5年3月)

「平成6年度食料品消費モニター第2回定期調査結果」(平成7年8月)より作成

表VI-3 これからの食生活(1998年調査)

順位	設問	そう思う	思わない	どちらとも言えない
1	食品の安全性に対する関心が高くなる	94.8%	1.2%	4.0%
2	産地や栽培、製造方法など食品の品質に対する関心が高くなる	83.8	5.6	10.6
3	食品の容器包装のリサイクルやエコ・キャッシングに対する関心が高くなる	83.7	4.8	11.5
4	季節感が無くなる	73.7	12.6	13.7
5	和食が見直される	66.0	7.6	24.4
6	加工食品の充実などにより簡便化が更に進む	61.3	17.7	30.0
7	健康志向食品の利用が増加する	60.6	14.4	25.0
8	手作り料理が見直される	57.2	15.2	27.6
9	家族がそれぞれ好きな物を好きな時間に食べる傾向が強まる	28.0	48.5	23.5
10	外食の機会が増える	27.3	40.9	31.8
11	間食が増え、食事との境界があいまいになる	15.4	63.1	21.5
12	高級なもの、珍しいものを求めるようになる	14.0	60.5	25.5

(注) 無回答は、選択肢「どちらとも言えない」の中に含めた。

(出典) 農林水産省食品流通局消費生活課『平成10年度 食料品消費モニター 第3回定期調査結果』(平成11年7月)より作成

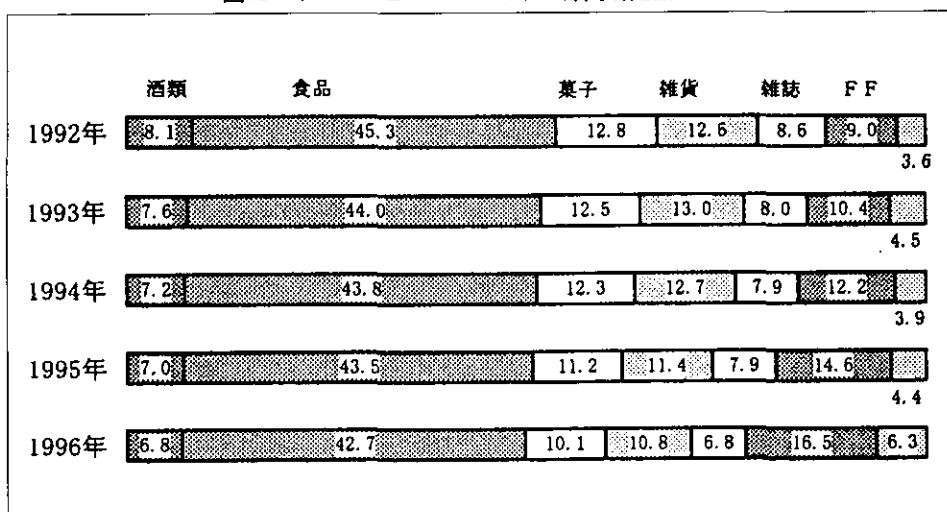
生活」に関する集計結果であるが、前3回の調査とは質問文も若干違い、回答方法も一つ一つの質問に対して「はい」、「いいえ」を答える方式であるため、直接的な比較をすることはできないが、「安全性」や「品質」を重視するという傾向は表VI-2にあるものとは変わってはいない。「簡便化が進む」とする

者と「手作り料理が見直される」とする者とともに6割前後で拮抗している点も共通している。

3. 食の簡便化

「包丁のない家庭」が一時の話題になったように、食の簡便化、調理の簡略化の傾向が

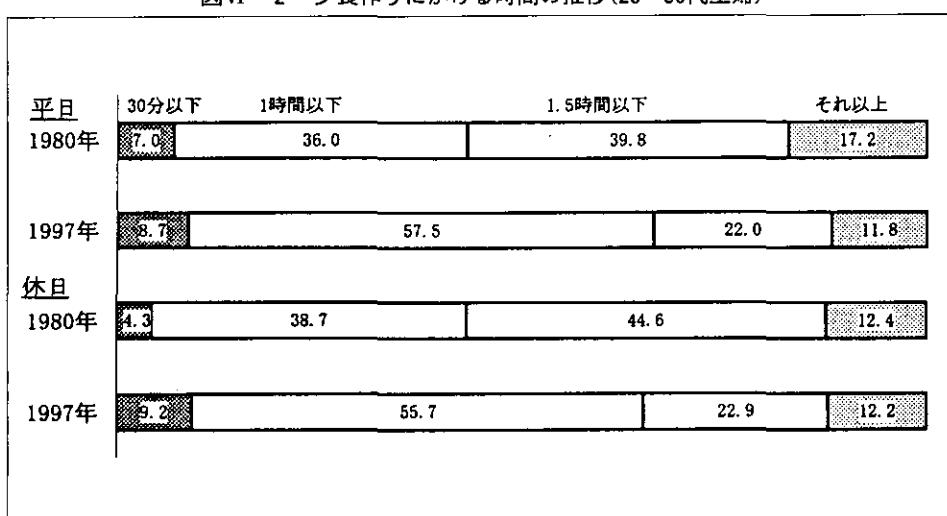
図VI-1 コンビニエンスストア部門別売上シェア



(出典) (株)エーティエー『流行観測 アクロス』(1997年7月号)

(注) F.Fは弁当類、サンドイッチ

図VI-2 夕食作りにかける時間の推移(20~50代主婦)



(出典) キッコーマン(株)『キッコーマン食生活調査レポート(第3回《生活者の省手間意識と実態》)』 1998年1月

強くなっていることは確かである。ここ数年の顕著な動きとしては、図VI-1にあるように、いわゆる中食が伸びており、コンビニエンスストア部門別シェアで見ても、大部分の部門が対前年でシェアを落としている中で、中食部門だけは増加傾向にある。

一方、家庭内での調理にかける時間は、図VI-2に見るよう徐々に少なくなってきて

いる。夕食作りにかける時間については、1980年の時の調査では、平日においては1時間が約4割であったが、その17年後の1997年では1時間が6割を越えている。休日についてもやはり同様の結果となっている。生活時間調査などで見る生活の時間配分は、勿論時代と共に変化はするが、生活習慣がすぐには大きく変化しないように、それは

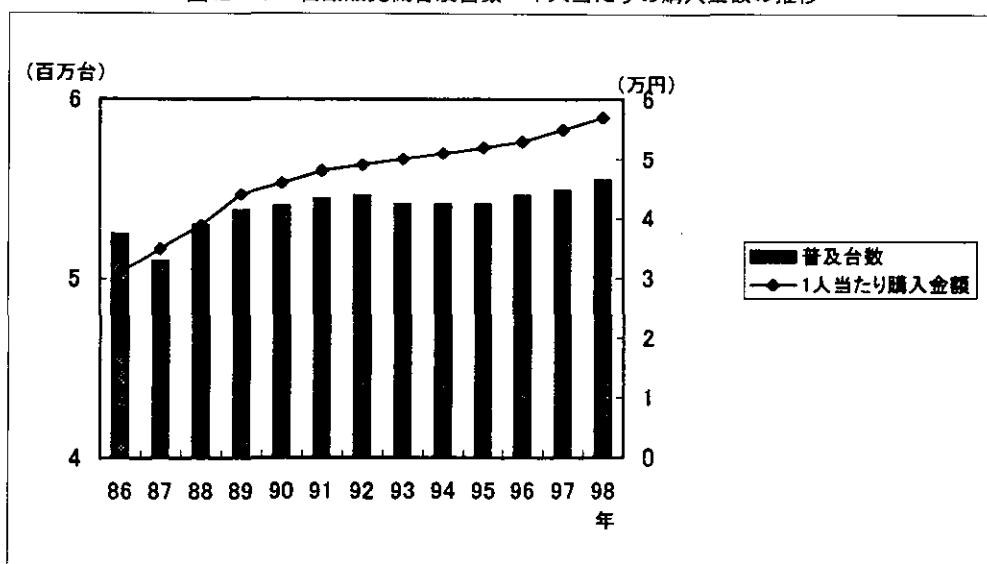
表VII-1 地球環境問題に対する意識

(%)

	そう思う	どちらか といえば そう思う	あまりそ う思わな い	そう思わ ない	わから ない	無回答
環境問題は今言われているほど 差し迫った問題ではない	3.4	6.9	14.0	71.6	3.9	0.2
私が生きている間は環境問題は 深刻化しないと思う	5.1	11.5	17.7	56.8	8.8	0.1

(出典) 環境庁『平成11年度版 環境白書』

図VII-1 自動販売機普及台数・1人当たりの購入金額の推移



(出典) 環境庁『平成11年度版 環境白書』

極めて僅かなものである。しかし、この「食の簡便化」の変化は目立って大きい。

調理などにかける時間を節約し、半製品や完成品を買ってきて手軽に食事をすること自体は、取り立てて問題とすべきことではないのかも知れない。材料で買うよりも、人数分の完成品を買ったほうが、無駄になる部分がないので省資源になる、というプラスの面もある。家庭の中のプロセスだけ見るとそのように言えるかもしれないが、一定時間が経過すると売れ残り品はすべて廃棄されるような商品が、果たして省資源に寄与しているかどうかは極めて疑わしい。

食の簡便化は、やはりその裏にある利便性

追求する意識の一つの表れであると言える。前掲の表VI-3にあるように、「食品の容器包装やエコ・クッキングに関心が高くなる」とする考え方に対しても8割以上という高い支持が寄せられている。消費者個人個人は、環境の問題の重要性を充分認識していることを窺わせる結果となっているが、消費者全体の行動からはむしろ、便利さ・手軽さを求める傾向が相変わらず続いている。そうした傾向が強まっていている恐れもあり、現時点では環境問題に展望の持てる方向に動き出しているとは言いがたい。

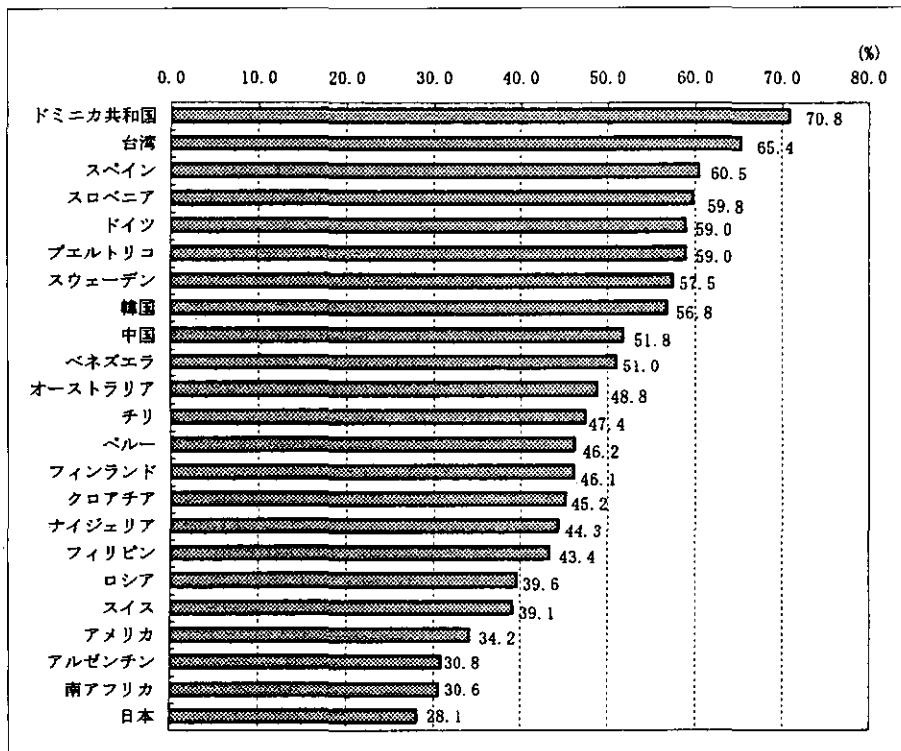
VII. 結び（消費者意識と行動）

表VII-2 地球環境問題に対する行動(コスト意識) (%)

	そう思う	どちらかといえどそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	無回答
環境保全のために労力は惜しまない	26.9	49.7	12.3	2.6	8.3	0.2
環境保全のために生活水準を落としても構わない	16.7	29.4	30.9	14.5	8.1	0.4
環境保全のために必要な費用は課されても構わない	13.8	26.4	26.7	25.4	7.6	0.1

(出典) 環境庁『平成11年度版 環境白書』

図VII-2 2割高商品の購入



(出典)『世界23カ国価値観データブック』 同友館 (1999年7月)

環境問題に対する国民の関心は非常に高い。表VII-1にあるように、「環境問題は今言われているほど差し迫った問題ではない」という考え方に対して、「あまりそう思わない」「そう思わない」とする者が85%を越えている。しかし一方では、図VII-1にあるように自動販売機の普及台数・1人当たりの購入金

額は減るどころか、一時の頭打ち傾向から反転してむしろ増勢となっている。自動販売機だけが廃棄物増加の原因ではないが、たかが一杯のコーヒー、お茶やジュースを飲むためにスチール缶、アルミ缶、ペットボトル等が廃棄物となる状況（一部はリサイクルされているが）は、やはり異常なものであると言わ

ざるを得ない。

消費者の意識としても、表VII-2にあるように、「環境保全のために生活水準を落としても構わない」「環境保全のために必要な費用は課されても構わない」というような負担を引き受けるか否かに関しては、賛成は半分以下である。他国と比較しても、「もし環境保護に役立つなら、物を2割増の価格で買ってもよい」とする意見について尋ねた調査結果では、賛成する者の割合が日本は調査対象23カ国中最下位である（図VII-2参照）。ただし、最下位と言っても日本だけが極端に低いわけではなく所得水準の高いアメリカやイスなどでも似たような状況である。環境問題について、何とかしなければならないという意識の反面、自分だけは損をしたくないし、犠牲になりたくない、という考え方方が今の消費スタイルにも滲み出ている。

こうした状況をもたらす要因は当然色々あるが、少なくとも環境問題の深刻さを訴えるだけにとどまらず、個人レベルで「何をなすべきか」にまで踏み込んだ議論が必要であろうし、生活の価値観の見直しまでも含めた、消費者行動のあり方に関する検討の場の形成に向けて動き出すことが求められている。

[注]

- (1) 環境庁編『平成11年版 環境白書（総説）』
大蔵省印刷局、1999年6月、441頁。
- (2) 中村三郎『リサイクルのしくみ』日本実業出版社、1998年5月、119頁。
- (3) 環境庁編『平成9年版 環境白書（総説）』
大蔵省印刷局、1997年6月、227頁。
- (4) 萩原一平・指田光章編著『リサイクルの知識』日本経済新聞社、1997年8月、39頁。